

平成28年度 介護保険制度のお知らせ

問合せ 市役所介護高齢課介護保険担当 (☎31-4598)、
阿寒町行政センター保健福祉課 (☎66-2120)、音別町行政センター保健福祉課 (☎01547-9-5151)

介護保険制度はみんなで支え合う制度です

本格的な高齢社会の到来により、介護を必要とする方は増え続け、介護を家族だけで支えることが大変困難になってきています。介護保険制度は、誰にでも起こり得る介護への不安を減らし、社会全体での支え合いにより、介護する側・される側が共に安心できる社会を実現しようというものです。

介護保険料について

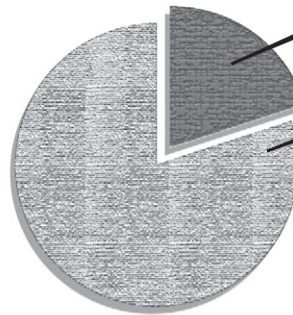
介護保険料は、40歳以上の方全員に納めていただきますが、40歳以上65歳未満の方と65歳以上の方では、保険料の納め方が異なります。

介護保険給付費の財源

介護保険サービスにかかる費用

利用者の自己負担額
10%または20%

みんなの支え合い
90%または80%



介護保険料50%		公費50%	
22%	28%	37.5%	12.5%
65歳以上の方の保険料	40歳～64歳の方の保険料	国・道	市

	40歳以上65歳未満の方 (第2号被保険者)	65歳以上の方 (第1号被保険者)
介護保険料の決め方	●加入している医療保険ごとに定められた算出方法により決められます。	●本人または世帯の市民税の課税状況、本人の所得や課税年金収入額に応じて11段階に区分されています。 ※保険料の決定通知は、毎年6月中旬頃に発送します。 ●介護保険料の額は、国が定めた基準に沿って3年ごとに見直しを行っており、65歳以上の方の人数や、介護サービス費用の見込み額などの見直しを立て市が決定します。
介護保険料の納め方	●加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。 (※保険料の算出方法や納め方など、詳しくは加入している医療保険者へお問い合わせください。)	●原則として、年金からの天引き(特別徴収)で納めていただきます。 ※保険料の年額は毎年6月に確定するため、4月の天引き額は、原則として前年度最終期(同年2月)の天引き額と同額になります。 ●年金天引きに該当しない方は、納付書または口座振替(普通徴収)で納めていただきます。 ※年金天引きに該当しない方 ・平成28年4月1日時点で年金を受給していない方 ・受給している年金額が(一つの年金ごとに)年額18万円(月額で1万5,000円)未満の方 ・老齢福祉年金のみを受給している方 ・65歳になられて間もない方 ・市外から転入されたばかりの方 ・前年に所得更正を行うなど、何らかの理由により年金天引きが中止となった方など

応じて65歳以上の方の保険料は、所得に
分かれていきます。



65歳になると、保険料の決め方や納め方がこんなに変わるんだね

65歳以上の方の介護保険料段階と年間保険料額 (平成28年度)

介護保険料段階と要件		年間保険料	
世帯全員が市民税非課税の場合			
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金(※1)受給者の方または、前年の「合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)」が80万円以下の方	2万7,270円 (基準額×0.45)	
第2段階	前年の「合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)」が	80万円を超えて120万円以下の方	3万8,178円 (基準額×0.63)
第3段階		120万円を超える方	4万5,450円 (基準額×0.75)
本人が市民税非課税、同世帯に市民税課税者がいる場合			
第4段階	本人が市民税非課税で、前年の「合計所得金額(※2)」が	80万円以下の方	5万4,540円 (基準額×0.9)
第5段階		80万円を超える方	6万600円 (基準額)
本人が市民税課税の場合			
第6段階	前年の「合計所得金額(※2)」が	125万円未満の方	7万2,720円 (基準額×1.2)
第7段階		125万円以上190万円未満の方	7万8,780円 (基準額×1.3)
第8段階		190万円以上290万円未満の方	9万900円 (基準額×1.5)
第9段階		290万円以上500万円未満の方	10万3,020円 (基準額×1.7)
第10段階		500万円以上1,000万円未満の方	11万5,140円 (基準額×1.9)
第11段階		1,000万円以上の方	12万7,260円 (基準額×2.1)

※実際に納めていただく保険料は、10円未満を切り捨てた額になります。

- ※1.老齢福祉年金：大正5年4月1日までに生まれた方の一部が対象となる年金のことをいい、一般的な「老齢年金」とは異なります。
- ※2.合計所得金額：実際の収入ではなく、収入金額から必要経費などに相当する金額を控除した額。年金収入のみの方であれば【年金収入額-公的年金控除額】で算出した額。
- ※3.課税年金収入額：老齢基礎年金などの収入額。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなっており、ここには含まれません。

介護保険料の減免制度について

下記の理由などに該当するときは、申請により審査を行い、介護保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

- 本人または世帯の生計を維持する方が、震災、風水害、火災などにより住宅、家財などに著しい損害を受けたとき。
- 本人または世帯の生計を維持する方の収入が、事業の廃止、失業、長期入院などにより著しく減少したとき。
- 前年中に自宅を売却したことに伴い、所得が増加して保険料が高額になった方で、その売却額を自宅の購入に充てたとき。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、将来、介護サービスを受ける際に「支払い方法の変更」や「保険給付の制限」の措置がとられる場合がありますので、ご注意ください。
※現在、サービスを利用していなくても、将来サービスを受ける時に適用されます。